

白井市国民健康保険税減免取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、白井市国民健康保険税条例（昭和32年条例第7号。以下「条例」という。）第23条の規定による国民健康保険税（以下「保険税」という。）の減免の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(申請者)

第2条 条例第23条に規定する保険税の減免を受けようとする者とは、条例第1条第1項又は第2項に規定する世帯の世帯主（以下「世帯主等」という。）をいう。

(減免の事由)

第3条 条例第23条第1項第1号に規定する災害等により生活が著しく困難となった者とは、次の各号のいずれかの場合に該当する者とする。

- (1) 世帯主又は同じ世帯に属する被保険者（以下「世帯主等」という。）が地震、風水害、火災若しくはこれらに類する災害を受け、又は盗難により所有する家屋、事業用資産の修復に保険を充当してもなお多額の費用を要し、生活を圧迫する場合。
- (2) 世帯主の世帯に属する被保険者が国民健康保険法第59条各号のいずれかに該当することにより、給付制限をうける場合。
- (3) 世帯主等が死亡又は心身に重大な障害を受け長期間入院したことにより、所得が前年に比して著しく減少した場合。
- (4) 世帯主等の解雇、倒産等による失業及び事業の休廃止により、所得が前年に比して著しく減少した場合。
- (5) 世帯主等の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作その他これに類する理由により著しく減少した場合。

2 条例第23条第1項第2号に規定する貧困により生活のため公私の扶助を受ける者とは、生活保護法の規定に基づく扶助、社会事業団体による扶助又はこれらに準ずる扶助を受けている者とする。

3 条例第23条第1項第4号に規定するその他特別な事情がある者とは、第1項及び第2項に準ずる事由がある者とする。

(減免の取扱基準)

第4条 前条に規定する減免の条件及び減免割合は減免額算出基準表(別表)に定めるとおりとし、減免は前条第1項第2号を除き納付資力がないと認められる者に対して行うものとする。

2 条例第23条第1項第3号に規定する者に対する減免は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 旧被扶養者に係る所得割額については、所得の状況にかかわらず、これを免除する。

(2) 旧被扶養者に係る被保険者均等割額については、次の割合により、これを減免する。

ただし、減額賦課5割及び7割軽減該当世帯に属する旧被扶養者については、減免を行わない。

ア 減額賦課非該当世帯に属する旧被扶養者：5割

イ 減額賦課2割軽減該当世帯に属する旧被扶養者：軽減前の額の3割

(3) 旧被扶養者のみで構成される世帯に限り、旧被扶養者の属する世帯に係る世帯別平等割額については、次の割合により、これを減免する。ただし、旧被扶養者が属する世帯が減額賦課5割及び7割軽減該当世帯である場合は、減免を行わない。

ア 減額賦課非該当世帯：5割

イ 減額賦課2割軽減該当世帯：軽減前の額の3割

ウ 減額賦課非該当の特定継続世帯：特定継続世帯に該当することによる世帯別平等割2.5割軽減前の額の2.5割

エ 減額賦課2割軽減該当の特定継続世帯：特定継続世帯に該当することによる世帯別平等割2.5割軽減及び軽減賦課2割軽減前の額の1割

3 世帯主が2以上の減免事由に該当するときは、いずれか減免割合の大きい事由を適用するものとする。

4 算出された減免する額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げるものとする。

(減免の申請等)

第5条 条例第23条の規定により保険税の減免を受けようとする者は、国民健康保険税減免申請書(以下「減免申請書」という。)(別記様式第1号)に減免を受けようとする理由を証明する書類等を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めた場合又はこれに代わると認められる書類の提出がある場合は、この限りではない。

2 条例第23条第1項第3号に規定する者は第2年度目の申請を要しない。

(減免申請書等の添付書類)

第6条 条例第23条第2項に規定する減免を受けようとする理由を証明する書類は、次に掲げる書類のうち、市長が指定する書類とする。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めた場合は、この限りではない。

- (1) 収入見込額申告書
- (2) 資産申告書
- (3) 収入状況に関する明細書又は証明書
- (4) 公的機関が発行する災害が証明できる書類
- (5) 死亡診断書の写し
- (6) 入院証明、診断書、医療機関の領収書
- (7) 事業の廃止届書・事業の異動(休止)届出書(税務署等提出用)、法人登記簿、離職票、雇用保険法の失業等給付に関する書類等
- (8) 国民健康法第59条各号の規定による医療給付制限の期間を証明できる書類
- (9) 被用者保険の保険者が発行する「資格喪失証明書」
- (10) 他市区町村が発行する「旧被扶養者異動連絡票」
- (11) その他関連する書類

(減免の承認等)

第7条 市長は、前条の申請書の提出を受けたときは、速やかに内容を審査し、保険税を減免することが適当であるか否かを決定し、国民健康保険税減免決定通知書(別記様式第2号)により、当該申請者に通知するものとする。

(減免の取消等)

第8条 市長は、条例第23条第1項第1号、第2号及び第4号に規定する減免の承認を受けたものが、次の各号のいずれかに該当するときは当該減免の承認を取り消すことができる。

- (1) 申請者が減免の申請を取り下げたとき。
- (2) 資力の回復その他の事情に変化により、減免することが不適當であると認められるとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により減免の承認を受けたとき。

2 市長は、条例第23条第1項第3号に規定する減免を受けたものが、次の各号のいずれかに該当することにより、減免の変更若しくは減免の必要がなくなると認められるときは、直ちに減免の措置を変更し、又は取り消しをするものとする。

- (1) 旧被扶養者が死亡した場合
- (2) 旧被扶養者が他保険へ異動した場合

3 市長は、前2項の規定により減免の変更又は取り消しをしたときは、国民健康保険税減免変更・取消通知書(別記様式第3号)により、当該者に通知するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成 21 年 7 月 1 日から施行する。
(白井市国民健康保険税条例における旧被扶養者に係る条例減免の取り扱い要領の廃止)
- 2 白井市国民健康保険税条例における旧被扶養者に係る条例減免の取り扱い要領は、廃止する。

(施行期日)

- 1 この改正要領は、平成 25 年 7 月 1 日から施行する。

(施行期日)

- 1 この改正要領は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領の施行前に、改正前の要領の規定により調製した用紙は、この要領の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

別表 減免額算出基準表

適用区分	減免できる条件	減免対象保険税	減免割合				
第3条第1項第1号	世帯主等が常時居住する住宅、日常生活に通常必要な家財及び事業用資産につき、震災、風水害、火災その他これらに類する災害及び盗難により受けた損害金額(保険金、損害賠償等により補てんされるべき金額を除いた額)が、その住宅、家財又は事業用資産の価格の30%以上で、かつ世帯主等の前年中の総所得金額等(地方税法第314条の2第1項に規定される総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額をいう。以下同じ。)が1000万円以下であること。	当該年度分の災害発生日以後に到来する納期に係る保険税額	前年中の総所得金額等	損害程度			
				50%以上	30%以上 50%未満		
				500万円以下	100%	50%	
				750万円以下	50%	25%	
			1000万円以下	25%	12.5%		
第3条第1項第2号	国民健康保険法第59条に規定される給付の制限を受けることとなった者。	給付の制限を受ける事由の生じた日の属する月から給付の制限が消滅した日の属する月の前月分までの当該被保険者に係る保険税額	100%				
第3条第1項第3号	世帯主等が死亡したこと、または地方税法第292条第1項第9号に規定する障害者になったこと、若しくは90日を超える入院をしたことにより、世帯主等の当該年中の総所得金額等(失業保険金、遺族年金等を含む。)の減少割合が前年中の世帯主等の総所得金額等(利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得を除く。)の50%以上で、かつ世帯主等の前年中の総所得金額等が700万円以下であること。	当該年度の保険税額の申請日以後に到来する納期に係る額。ただし、所得割額に係る額に限る	前年中の総所得金額等	所得の減少割合			
				90%以上	70%以上	50%以上 70%未満	
				150万円以下	90%	70%	50%
				300万円以下	80%	60%	40%
				500万円以下	60%	40%	30%
			700万円以下	50%	30%	20%	
第3条第1項第4号	世帯主等が解雇、倒産等による失業(定年退職、自己都合退職、契約社員の契約期間切れを除く。)、事業の休廃止、災害等による事業における著しい損失等により、世帯主等の当該年中の総所得金額等(失業保険金、遺族年金、その他補填金等を含む。)の減少割合が前年中の世帯主等の総所得金額等(利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得を除く。)の50%以上で、かつ世帯主等の前年中の総所得金額が700万円以下であること。	当該年度の保険税額の申請日以後に到来する納期に係る額。ただし、所得割額に係る額に限る	前年中の総所得金額等	所得の減少割合			
				90%以上	70%以上	50%以上 70%未満	
				150万円以下	90%	70%	50%
				300万円以下	80%	60%	40%
				500万円以下	60%	40%	30%
			700万円以下	50%	30%	20%	
第3条第1項第5号	世帯主等の収入について、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作その他これに類する理由により、当該年中のその者の当該農作物等の減収による損失額の合計額(農作物等の減収価格の合計見込額から農業災害補償法(昭和22年法律第185号)その他これに類する公的災害補償によって支払われるべき農作物等の共済金額の合計額を控除した額)が、平年における当該農作物による収入額の30%以上であるもので、かつ、世帯主等の前年中の総所得金額等が1,000万円以下(当該総所得金額等のうち、農作物等による所得以外の所得が400万円)を超える場合を除く。)であるもの。	当該年度の保険税額の申請日以後に到来する納期に係る額に前年中の総所得金額の合計額に占める農作物等による所得金額の割合を乗じて得た額。ただし、所得割額に係る額に限る	前年中の総所得金額等	減免割合			
				300万円以下であるとき	全部		
				400万円以下であるとき	80%		
				550万円以下であるとき	60%		
				750万円以下であるとき	40%		
			1000万円以下であるとき	20%			
第3条第2項	生活保護法の規定に基づく扶助、社会事業団体による扶助又はこれらに準ずる扶助を受けているもの。	扶助を受ける事由の生じた日の属する月から扶助を受ける事由が消滅した日の属する月の前月分までの当該被保険者に係る保険税額	100%				
第3条第3項	その他市長が特に必要があると認めるもの。	市長が必要と認める額	前各欄に準ずる額				
第3条(1項2号を除く)	納付資力がないとは、預貯金が国税徴収法(昭和34年法律第147号)第76条第1項第4号の規定に基づく金額の6ヶ月分以内であること。						

上記第3条3項に該当するのは、第3条第1項第1号、第3号、第4号及び第5号と同様に、保険税負担能力が一時的に減少した場合であって、恒常的な低所得者は対象としない。